## 外国子会社が納付したとみなされる 外国法人税額に関する明細書

外[ 外[	国子会 国法 <i>)</i>	会社が約 人税額に	内付 に関 <sup>っ</sup>	したとa する明紀	みなさ 細書	:h	D 又版	業年度 は連結 業年度		法人名	(		)
外	玉一	子会	社	の名	称	1	•			1	-		
配	当	事	業	年	度	2	昭 平 昭 平	昭平昭平			昭平昭平		
所	得	0)	)	種	類	3							
税		種	į		目	4							
納	付	す	ベ	き	目	5	昭	昭平			昭平	•	•
源泉		申告・	賦	課の日	区 分	6	源・申・賦		源・申・販	t		源・申	• 賦
		けの基礎 の 法 令				7							· ·賦
上記77の規定の適用がないとした場合の外国法人税額	課	税		標	準	8							
	税				率	9							
	税	(8)	×	(9)	額	10							
	税	額	控	除	額	11							
	納	付 (10)	ベ -	き 税 (11)	額	12							
上記77の規定を適用した場合の外国法人税額	課	税		標	準	13							
	税				率	14							
	税	(13)	×	(14)	額	15							
	税	額	控	除	額	16							
	納	付 (15)		き 税 (16)	額	17							
納付		みなされ (12) -			.税額	18							

法 0301-0605-3

## 別表六(五の三)の記載の仕方

1 この明細書は、租税条約において定めるところに より法第69条第8項《外国子会社の配当等に係る 外国税額の控除》又は法第81条の15第8項《連結 法人に係る外国子会社の配当等に係る外国税額の 控除》の規定の適用を受ける場合において、納付し たとみなされる外国法人税額について記載します。 この場合、外国子会社が課された外国法人税額を証 する書類その他規則第29条の3第4号、第5号若し くは第11号又は第37条の6第4号、第5号若しくは 第11号《外国子会社の配当等に係る外国税額の控 除》に定める書類及び租税条約実施特例法施行省 令第10条第1項《みなし外国税額の控除の申告手続》に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を基礎として記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結 法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法 人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 各備中金額を記載するものにあっては、外国子会 社の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通 貨表示の金額により記載します。この場合、その通 貨の単位を表示してください。